

新型コロナウイルス対応マニュアル（職員編）

令和2年4月18日施行

はじめに

新型コロナウイルスは、ウイルスに感染しているのに感染していることに気づかない無症状の期間が長く、気づかぬうちに他の人にうつしたり、うつされたりしているのが特徴です。加えて、とても感染力が強いことも明らかになっています。何より治療法がないので免疫力の弱い人から、なかには若い人まで死に至る恐ろしい病気であることが分かっています。各自の感染リスクを下げ、集団感染（クラスター）を防ぐために、社会福祉法人の職員として一人ひとりが高い危機意識をもって行動することがとても重要です。

そのためのマニュアルを作成し、職員の皆さんに遵守をお願いします。（すでに実施していることも含めて、文書化しました。）

基本：とにかく手洗いを徹底する（一日何度も職場でも自宅でも）

〈体調管理〉

- 出勤前に自宅で検温し、出勤後チェック表に記入し、リーダーまたは朝礼出席者に報告する。
- 帰宅後も検温し、37.0℃以上あればみぎわ園事務所へ電話で報告する。
- 37.0℃以上の発熱や咳・痰・喉の痛み・倦怠感などがあつた際は出勤しない。
- 上記の症状があつた時は、その後の経過を管理部に報告し出勤について相談する。
- 出勤時、退勤時は必ず手洗いとアルコール消毒を行う。
- 勤務中は必ずマスクの着用を行う。（配布したマスク、各自で用意したマスクでも可）
- 休日中の発熱や同居者の発熱なども有症状は必ず管理部に報告をする。

〈会議など〉

- 必要性を考慮して行い、行う場合は人の密集を避け（広めの部屋で分散して着席する等）、出来るだけ短時間とし、部屋の換気等をしっかり行う。（最低でも30分毎）
- マスクを着用し、大声で話すような状況は避ける。（外部での会議等も同様とする）
- パソコンや端末を使った会議や委員会を推進する。

〈休憩時間や食事方法〉

- 休憩時、食事時も密閉、密集、密接を避ける。
- 出来るだけ間隔を空けて座る。対面での食事はしない。大声で話さない。
- 時差での食事、お弁当の職員は詰所での食事ができるよう各部署で配慮する。

〈外出〉

- 不要不急（今でないといけないのか）の外出、密閉・密着・密集の場所へは行かない。

- 飲食を伴うような会合や宴会などの開催、参加はしない。
- 海外旅行や国内旅行は自粛する。（どうしてもの場合は管理部に相談する）
- 常に過去2週間の行動のメモ等をとっておくこと。（どこへ行った、だれと会ったなど）

〈本人または同居家族が感染した疑いがある場合〉

- 37.5℃以上の発熱が続く、またはひどい咳、息苦しさがある、その他経験のない違和感（嗅覚や味覚の異常）がある場合、感染の疑いが考えられる。
- 必ずマスクをし、咳エチケット（咳、くしゃみをする際にマスクやティッシュ・ハンカチ、袖などを使って口や鼻をおさえる）をする。
- 医療機関へは直接行かず、下記の行政機関または保健所に連絡の上その指示に従う。かかりつけ医がある場合は医師に相談する。そして、その旨を必ず管理部に報告する。

○24時間対応コールセンター（予防・検査・医療に関するご相談）

電話：078-362-9980 FAX：078-362-9874

○加東健康福祉事務所（保健所） 平日9時～17時30分 電話：0795-42-9436

〈本人が濃厚接触者になった場合〉

- 管理部に報告し、最終接触から14日間は自宅待機する。
- ウイルス検査の有無、時期、結果を管理部に報告する。
- 待機中に発症した場合は行政機関および管理部に報告する。

〈家族が濃厚接触者になった場合〉

- 濃厚接触の状況を管理部に報告する。
- ウイルス検査の有無、時期、結果を管理部に報告する。
- 家族が自宅待機中は職員も自宅待機する。
- 症状が出現した場合は行政機関および管理部に報告する。

〈本人が感染した場合〉

- 早急に管理部に報告する。（管理者は所轄庁等に報告する。）
- 濃厚接触、および発症前24時間以内に接触したと考えられる職員を管理部に伝える。
- 入院、宿泊施設、自宅での療養

〈家族が感染した場合〉

- 早急に管理部に報告する。
- 14日間自宅待機する。待機中に発症した場合は管理部に報告する。